

# 1 第5期計画策定後の法令等の変遷

## (1) 第5期計画策定後に改正・制定された法律

第5期計画策定後に改正・制定された法律の概要は以下のとおりです。

法律	改正等の趣旨・目的	見直し等の内容（主なもの）
障害者総合支援法 （改正） 平成30年4月	障害のある人が住み慣れた地域で生活するために必要な支援を強化	①障害のある人が望む地域生活の支援 ②障害のある子どものニーズの多様化への対応 ③サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（施行） 平成30年6月	文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進	①国、地方公共団体に障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の策定・実施 ②国に基本計画の策定義務、地方公共団体に計画策定の努力義務
ギャンブル等依存症対策基本法（施行） 平成30年10月	ギャンブル等依存症対策の推進による国民の健全な生活の確保と安心して暮らせる社会の実現	①政府にギャンブル等依存症対策を実施するため必要な措置を講ずる義務 ②国に基本計画の策定義務、都道府県に計画策定の努力義務 ③内閣にギャンブル等依存症対策推進本部を設置
読書バリアフリー法（施行） 令和元年6月	障害の有無にかかわらず読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受できる社会の実現	①国・地方公共団体による視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の策定・実施 ②国に基本計画の策定義務、地方公共団体に計画策定の努力義務
障害者雇用促進法（改正） 令和元年6月14日 令和元年9月6日 令和2年4月1日 （段階的に施行）	障害者の雇い入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障害者の雇用状況の把握	①民間事業主に対する、短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者の雇い入れ及び継続雇用の支援 ②国・地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置

## 2 計画の位置づけ

### (1) 策定根拠

これまで別々に策定していた「障がい者保健福祉計画」と「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を今回より一体的な計画として策定します。

#### ①市町村障害者計画（現：神戸市障がい者保健福祉計画 2020）

市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画として策定するものです。

##### 障害者基本法（抜粋）

第11条第3項 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

第6項 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第36条第4項（※）の合議制の機関を設置している場合にあつてはその件を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かななければならない。

（※第36条第4項の合議制の機関：神戸市障害者施策推進協議会）

#### ②市町村障害福祉計画（現：第5期神戸市障がい福祉計画）

障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や必要な量の見込み等を定めるものです。

##### 障害者総合支援法（抜粋）

第87条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めるものとする。 [2～6略]

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下、「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。 [4～5略]

6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

#### ③市町村障害児福祉計画（現：第1期神戸市障がい児福祉計画）

障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標や必要な量の見込み等を定めるものです。

##### 児童福祉法（抜粋）

第33条の19 厚生労働大臣は、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めるものとする。 [2～6略]

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。 [2～5略]

6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

## (2) 国の基本指針について

国の基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第87条第1項及び児童福祉法第33条の19の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として作成されるものです。市町村はこの基本指針に即して、障害福祉計画・障害児福祉計画を策定することになります。

(令和2年5月に告示された基本指針の主な内容は、別紙のとおりです)

## (3) 計画期間

次期「神戸市障がい者保健福祉計画」は、令和3年度から令和8年度までの6年間の計画とし、前半3か年を「第6期神戸市障がい福祉計画」及び「第2期神戸市障がい児福祉計画」、後半3か年を「第7期神戸市障がい福祉計画」及び「第3期神戸市障がい児福祉計画」と統合して策定します。

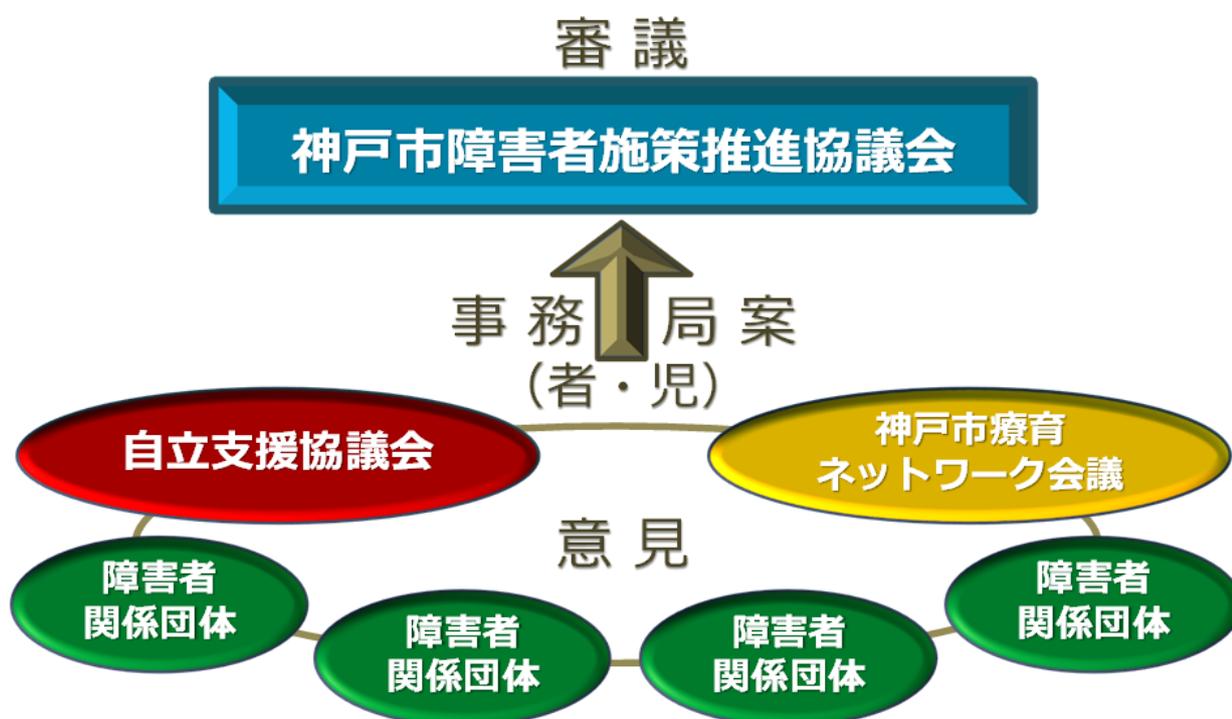
平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	神戸市障がい者保健福祉計画2020					次期神戸市障がい者保健福祉計画					
	第4期神戸市障がい福祉計画		第5期神戸市障がい福祉計画		第6期神戸市障がい福祉計画			第7期神戸市障がい福祉計画			
			第1期神戸市障がい児福祉計画		第2期神戸市障がい児福祉計画			第3期神戸市障がい児福祉計画			

### 3 計画策定の方法等について

#### (1) 神戸市における計画の策定にあたって

##### ①策定方法

本計画策定に向けた審議は神戸市障害者施策推進協議会にて行うものとします。また、国の基本指針において求められているとおり、地域の実情を把握するため、障害者関係団体からのヒアリングや、神戸市自立支援協議会や神戸市療育ネットワーク会議など障害福祉の推進に資するためのその他協議の場より意見聴取を行うこととします。



②策定スケジュール（案）

計画の策定スケジュール（案）は以下のとおりです。

年・月	業 務 内 容	推進協
R2 5月	基礎資料及び統計資料等の整理・分析	
6月	（第5期計画の評価等）	
7月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">R1実績まとめ （県照会対応）</div>	第1回 （7/21）
8月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">R3-R5見込まとめ （県照会対応）</div>	
9月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">計画素案作成 （サービス見込み量の推計⇔目標量の設定、確保策の検討、素案作成）</div>	第2回 （9/8）
10月		
11月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">素案の提示</div>	第3回 上旬予定
12月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">パブリックコメント</div>	
R3 1月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">計画案の提示</div>	第4回 下旬予定
2月		
3月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">計画の確定</div>	

## 4 障がい者を取りまく現状

### (1) 障害者手帳の所持者数の状況

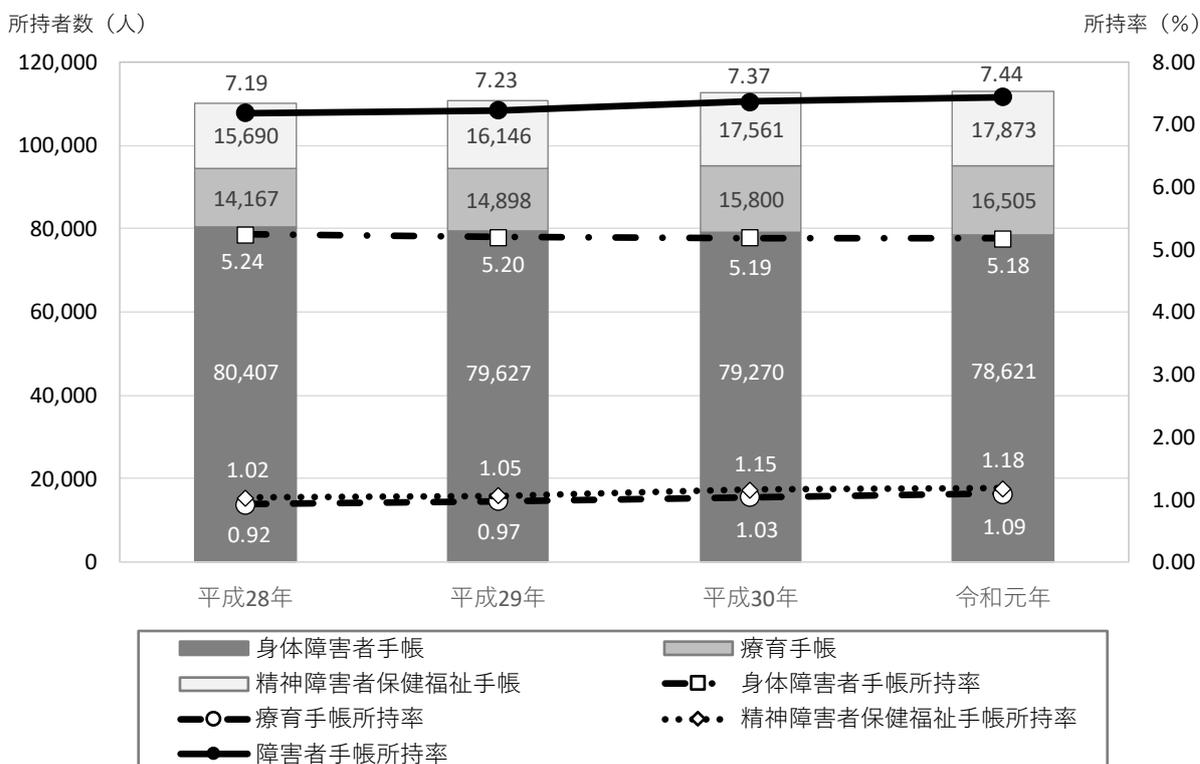
令和元年度の障害者手帳所持者数は 112,999 人となっています。手帳所持者数、人口に占める割合は年々増加しています。特に、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数の割合が増加しています。

■ 障害者手帳所持者の状況

		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
総人口（人）		1,534,449	1,530,858	1,527,481	1,518,870
身体障害者手帳	人数（人）	80,407	79,627	79,270	78,621
	割合（％）	72.9	71.9	70.4	69.6
療育手帳	人数（人）	14,167	14,898	15,800	16,505
	割合（％）	12.8	13.5	14.0	14.6
精神障害者 保健福祉手帳	人数（人）	15,690	16,146	17,561	17,873
	割合（％）	14.2	14.6	15.6	15.8
障害者手帳所持者総数（人）		110,264	110,671	112,631	112,999
総人口に占める障害者 手帳所持者の割合（％）		7.2	7.2	7.4	7.4

資料：神戸市（各年度末時点、総人口（推計）は 4 月時点）

■ 手帳所持者数と総人口に占める所持率の推移



資料：神戸市（各年度末時点）

## (2) 身体障がい者の状況

## ①年齢別・障がい部位別の身体障害者手帳所持者数・割合

令和元年度で身体障害者手帳所持者は、18歳未満で1,113人、18歳以上で77,508人となっています。障がい部位別で見ると、肢体不自由の割合が最も高く、次いで内部障がいとなっています。

		18歳未満				18歳以上			
		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
肢体	人数(人)	742	732	710	679	45,564	44,725	44,073	43,477
	割合(%)	60.3	60.6	61.2	61.0	57.5	57.0	56.4	56.1
視覚	人数(人)	47	45	39	36	5,951	5,810	5,772	5,744
	割合(%)	3.8	3.7	3.4	3.2	7.5	7.4	7.4	7.4
聴覚	人数(人)	170	166	159	156	6,265	6,258	6,217	6,140
	割合(%)	13.8	13.8	13.7	14.0	7.9	8.0	8.0	7.9
言語	人数(人)	9	7	5	5	900	903	899	873
	割合(%)	0.7	0.6	0.4	0.4	1.1	1.2	1.2	1.1
内部	人数(人)	263	257	248	237	20,496	20,724	21,148	21,274
	割合(%)	21.4	21.3	21.4	21.3	25.9	26.4	27.1	27.4
合計		1,231	1,207	1,161	1,113	79,176	78,420	78,109	77,508

資料：神戸市（各年度末時点）

## ②等級別身体障害者手帳所持者数・割合

令和元年度で等級別にみると、1級が最も高く27.2%、次いで4級が24.9%となっています。

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
1級	人数(人)	21,971	21,725	21,555	21,353
	割合(%)	27.3	27.3	27.2	27.2
2級	人数(人)	12,841	12,591	12,455	12,277
	割合(%)	16.0	15.8	15.7	15.6
3級	人数(人)	13,914	13,781	13,745	13,570
	割合(%)	17.3	17.3	17.3	17.3
4級	人数(人)	20,494	20,141	19,909	19,594
	割合(%)	25.5	25.3	25.1	24.9
5級	人数(人)	6,514	6,664	6,858	7,057
	割合(%)	8.1	8.4	8.7	9.0
6級	人数(人)	4,673	4,725	4,748	4,770
	割合(%)	5.8	5.9	6.0	6.1
合計		80,407	79,627	79,270	78,621

資料：神戸市（各年度末時点）

### (3) 知的障がい者の状況

#### ①判定別・年齢別療育手帳所持者数・割合

令和元年度で、療育手帳所持者数は、18歳未満が5,569人、18歳以上が10,936人となっています。判定別にみると、B2が最も高く、次いでAとなっています。特に18歳未満では、B2の割合が高くなっています。

		18歳未満				18歳以上			
		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
A	人数(人)	949	940	921	875	3,646	3,741	3,829	3,913
	割合(%)	20.6	19.1	17.3	15.7	38.1	37.5	36.5	35.8
B1	人数(人)	695	749	784	802	2,634	2,724	2,803	2,876
	割合(%)	15.1	15.2	14.7	14.4	27.5	27.3	26.8	26.3
B2	人数(人)	2,952	3,229	3,617	3,892	3,291	3,515	3,846	4,147
	割合(%)	64.2	65.7	68.0	69.9	34.4	35.2	36.7	37.9
合計		4,596	4,918	5,322	5,569	9,571	9,980	10,478	10,936

資料：神戸市（各年度末時点）

### (4) 精神障がい者の状況

#### ①等級別・年齢別精神保健福祉手帳所持者数・割合

令和元年度で、精神保健福祉手帳保持者数は、18歳未満が245人、18歳以上が17,628人となっています。等級別にみると、18歳未満では3級が、18歳以上では2級が最も高くなっています。

		18歳未満				18歳以上			
		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
1級	人数(人)	10	12	10	11	1,201	1,229	1,251	1,280
	割合(%)	7.9	7.0	4.3	4.5	7.7	7.7	7.2	7.3
2級	人数(人)	74	98	121	97	10,082	10,058	10,749	10,710
	割合(%)	58.7	57.3	51.7	39.6	64.8	63.0	62.0	60.8
3級	人数(人)	42	61	103	137	4,281	4,688	5,327	5,638
	割合(%)	33.3	35.7	44.0	55.9	27.5	29.3	30.7	32.0
合計		126	171	234	245	15,564	15,975	17,327	17,628

資料：神戸市（各年度末時点）

## (5) 難病患者の状況

特定医療費（指定難病）受給者は、令和元年度で**12,360**人となっています。60歳以上が約6割を占めています。

		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
20 歳未満	人数（人）	67	65	62	51
	割合（％）	0.6	0.6	0.5	0.4
20 歳～60 歳未満	人数（人）	4,929	4,497	4,832	5,126
	割合（％）	42.5	41.3	41.3	41.5
60 歳以上	人数（人）	6,604	6,338	6,816	7,183
	割合（％）	56.9	58.1	58.2	58.1
合計		11,600	10,900	11,710	12,360

資料：神戸市（各年度末）

注：指定難病数は、平成 28 年で 306 疾病、平成 29 年で 330 疾病、平成 30 年で 331 疾病、令和元年 7 月以降 333 疾病である。

## (6) 障がい支援区分の認定状況

令和元年度で、支援区分認定者の合計は、10,691人となっています。区分別では、区分6が最も高く25.1%、次いで区分2が23.8%となっています。

		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
非該当	人数 (人)	2	5	3	1
	割合 (%)	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%
区分 1	人数 (人)	244	261	243	216
	割合 (%)	2.7%	2.6%	2.4%	2.0%
区分 2	人数 (人)	2,106	2,370	2,446	2,549
	割合 (%)	23.7%	24.0%	23.9%	23.8%
区分 3	人数 (人)	1,641	1,856	1,969	2,163
	割合 (%)	18.4%	18.8%	19.2%	20.2%
区分 4	人数 (人)	1,391	1,563	1,609	1,676
	割合 (%)	15.6%	15.8%	15.7%	15.7%
区分 5	人数 (人)	1,265	1,371	1,376	1,407
	割合 (%)	14.2%	13.9%	13.4%	13.2%
区分 6	人数 (人)	2,252	2,461	2,599	2,679
	割合 (%)	25.3%	24.9%	25.4%	25.1%
合計		8,901	9,887	10,245	10,691

資料:神戸市(各年度末時点)

令和元年度で種別ごとに支援区分認定者をみると、身体障がい、重複は区分6、知的障がいは区分4、精神、難病は区分2の割合が最も高くなっています。

		非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合計
身体	人数 (人)	1	77	393	600	304	330	823	2,528
	割合 (%)	0.0%	3.0%	15.5%	23.7%	12.0%	13.1%	32.6%	100.0%
知的	人数 (人)		65	674	732	956	815	901	4,143
	割合 (%)	0.0%	1.6%	16.3%	17.7%	23.1%	19.7%	21.7%	100.0%
精神	人数 (人)		65	1,347	664	207	35	15	2,333
	割合 (%)	0.0%	2.8%	57.7%	28.5%	8.9%	1.5%	0.6%	100.0%
難病	人数 (人)		3	14	7	4	2	2	32
	割合 (%)	0.0%	9.4%	43.8%	21.9%	12.5%	6.3%	6.3%	100.0%
重複	人数 (人)	0	6	121	160	205	225	938	1,655
	割合 (%)	0.0%	0.4%	7.3%	9.7%	12.4%	13.6%	56.7%	100.0%

資料:神戸市(令和元年度末)

## 5 障害福祉サービス等の実績

### (1) 障害福祉サービス・児童福祉サービスの状況

障害福祉サービス・児童福祉サービスの利用状況は以下の通りです。

内容	単位	見込（量）			実績		
		H30 年度	R 元年度	R2 年度	H30 年度	R 元年度	
訪問	居宅介護	利用者数 (人/月)	3,042	3,195	3,356	3,019	3,217
	重度訪問介護	利用者数 (人/月)	262	254	246	255	251
	同行援護	利用者数 (人/月)	534	545	556	506	511
	行動援護	利用者数 (人/月)	49	52	54	60	72
日中活動系	生活介護	利用者数 (人/月)	3,219	3,290	3,363	3,169	3,235
	自立訓練（機能訓練）	利用者数 (人/月)	44	43	42	34	32
	自立訓練（生活訓練）	利用者数 (人/月)	116	122	129	108	82
	就労移行支援	利用者数 (人/月)	388	420	456	422	432
	就労継続支援（A型）	利用者数 (人/月)	878	1,013	1,168	807	848
	就労継続支援（B型）	利用者数 (人/月)	3,325	3,454	3,589	3,485	3,829
	就労定着支援	利用者数 (人/月)	410	637	873	27	93
	療養介護	利用者数 (人/月)	289	295	300	286	287
	短期入所（福祉型）	利用者数 (人/月)	758	857	969	737	747
	短期入所（医療型）	利用者数 (人/月)	62	69	77	65	67
居住	自立生活援助	利用者数 (人/月)	36	38	40	0	2
	共同生活援助	利用者数 (人/月)	667	703	741	693	762
	施設入所支援	利用者数 (人/月)	1,394	1,391	1,387	1,368	1,347
相談	計画相談支援	利用者数 (人/月)	839	1,000	1,191	847	1,106
	地域移行支援	利用者数 (人/月)	9	11	13	9	12
	地域定着支援	利用者数 (人/月)	21	21	21	23	19

資料：神戸市

内容	単位	見込(量)			実績		
		H30年度	R元年度	R2年度	H30年度	R元年度	
児童	児童発達支援	利用児童数 (人/月)	1,446	1,660	1,851	1,202	1,365
	医療型児童発達支援	利用児童数 (人/月)	2	2	2	1	2
	放課後等デイサービス	利用児童数 (人/月)	2,521	2,623	2,830	2,519	2,897
	保育所等訪問支援	利用児童数 (人/月)	5	6	7	34	67
	居宅訪問型児童発達支援	利用児童数 (人/月)	31	35	39	—	—
	福祉型障害児入所施設	利用児童数 (人/月)	24	24	24	26	28
	医療型障害児入所施設	利用児童数 (人/月)	24	24	24	22	19
	障害児相談支援	利用児童数 (人/月)	148	176	209	59	80
発達障がい	発達障害者支援地域協議会の開催	開催回数 (回/年)	2	2	2	1	2
	発達障害者支援センターによる相談支援	相談件数 (件/年)	393	400	407	1,230	1,135
	発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言	助言件数 (件/年)	7	7	7	32	33
	発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発	研修、啓発件数 (件/年)	195	195	195	203	256

資料：神戸市

## (2) 地域生活支援事業の状況

地域生活支援事業の状況は以下の通りです。

内容	単位	見込(量)			実績	
		H30年度	R元年度	R2年度	H30年度	R元年度
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施
(2) 自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施
(3) 相談支援事業						
障害者相談支援事業	実施箇所数	14	14	14	15	17
基幹相談支援センター	設置の有無	設置	設置	設置	設置	設置
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施
(4) 成年後見制度利用支援事業	実利用者数(人/年)	24	31	40	71	91
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施
(6) 意思疎通支援事業						
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	延べ利用件数(人/年)	4,647	4,786	4,882	4,380	4,267
手話通訳者設置事業	実設置者数	14	14	14	14	14
(7) 日常生活用具給付等事業	合計	34,616	35,776	36,874	34,345	34,458
①介護・訓練支援用具	給付件数	211	218	225	169	172
②自立生活支援用具	給付件数	681	704	728	471	405
③在宅療養等支援用具	給付件数	494	511	528	576	507
④情報・意思疎通支援用具	給付件数	527	545	563	527	712
⑤排泄管理支援用具	給付件数	32,590	33,681	34,709	32,546	32,603
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付件数	113	117	121	56	59
(8) 手話奉仕員養成研修事業	実養成講習修了者数(人/年)	130	135	140	104	212
(9) 移動支援事業	実利用者数(人/年)	3,991	4,183	4,384	3,768	3,864
(10) 地域活動支援センター						
神戸市内分	実施箇所数	19	19	19	18	18
	実利用者数(人/年)	559	567	575	581	633
他市町村分	実施箇所数	9	8	7	11	12
	実利用者数(人/年)	13	10	8	17	23
(11) 発達障害者支援センター運営事業	実施箇所数	5	5	5	5	5
	実利用者数(人/年)	8,200	8,300	8,400	7,371	7,090
(12) 障害児等療育支援事業	実施箇所数	3	3	3	3	3
(13) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業						
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	実養成講習修了者数(人/年)	65	65	65	69	56
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	実養成講習修了者数(人/年)	35	35	35	22	19
(14) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業						
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	実利用件数(件/年)	539	550	561	625	655
(15) 広域的な支援事業						
①精神障害者地域生活支援広域調整等事業						
ア. 地域生活支援広域調整会議等事業	会議開催回数(回/年)	3	3	3	3	1
イ. 地域移行・地域生活支援事業	ピアサポート従事者数	30	30	30	44	33
②発達障害者支援地域協議会による体制整備事業	協議会開催回数(回/年)	2	2	2	1	2
(16) その他実施する事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施

資料：神戸市